

役場からのお知らせ

電話
役場 72-0450
ふれあいセンター 73-0811
農業センター 73-0978

早め早めの防災行動を！

8月の豪雨では、大豊町だけでなく日本各地で大きな被害が出ました。
川の氾濫や土砂災害などの災害は一気に起こるため、避難が遅れると命にかかります。雨風が強くなってからでは移動も大変なので、早めの避難が大切です。



【防災気象情報】を活用し大雨や台風への備えを！

気象庁が発表する「大雨に関する気象情報」や、都道府県と気象庁が共同で発表する「土砂災害警戒情報」など、最新の情報を入手するようにし、早めの防災行動をとりましょう。

【防災マップで危険箇所をチェック】

高知県のホームページに掲載されている「防災マップ」の活用、自宅周辺や避難路の危険箇所の再確認をし、あらかじめ知っておくことで、早めに避難したり、危険を回避して移動することができます。

【大雨警報・避難勧告が出たら】

自宅で避難

○テレビやラジオで気象情報を確認する

○崖と反対側の部屋に避難する

○2階建ての家は2階に避難する

避難所に避難

○自宅から避難する場合、役場や区長さんに連絡する

○薬を服用している方は、薬やお薬手帳を持参する

○明るいうち、雨風が強まる前に避難する

問い合わせ先…総務課庶務班

65歳以上の皆さまへ、肺炎球菌感染症予防接種が
定期予防接種になりました！

予防接種法の改正に伴い、肺炎球菌感染症予防接種が10月1日から定期予防接種になりました。
これに伴い、大豊町独自で実施している肺炎球菌の大豊町任意予防接種費用助成事業は9月30日をもって終了しました。

【定期予防接種の対象となる方】

①平成26年度中に次の年齢に該当する方で、過去に1度も肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けたことがない方（任意の予防接種を受けていない方）

※65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳、101歳以上を迎える方（100歳までは、以降5年間にわたって、順次定期予防接種を行います。）

②60～65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器に重い病気のある方（身体障害者手帳1級相当の方）

※公費負担で接種できるのは生涯に1回だけです。

①に該当する方には予防票を送付いたします。②に該当する方は役場へご連絡ください。

定期予防接種を受けることのできる期限は平成27年3月31日までです。期限を過ぎてしまうと全額自己負担となりますのでご注意ください。

例・現在68歳の方の場合

68歳の人は70歳にならないと接種できません。また、70歳で接種せず、75歳で接種することはできませんので、必ず70歳で受けてください。

【自己負担金】2,000円

【実施医療機関】高知県内全域の病院

※対象者が生活保護を受けている方は、免除証明書の交付を役場本庁で受け医療機関に提出すると、自己

【支給額】対象児童1人につき1万円
※臨時福祉給付金の対象となる児童や、生活保護を受けている児童は除きます。

問い合わせ先…住民課福祉班

法人町民税法人税割の税率改正

平成26年度税制改正により、地方自治体間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部が国税化され、その税込全額が地方交付税原資とされることになりました。

このため、法人住民税法人割の税率を次のとおり引き下げます。

なお、改正後の税率は平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

平成26年9月30日までに開始した事業年度の

法人税割 12・3%

平成26年10月1日以後に開始する事業年度の

法人税割 9・7%

問い合わせ先…住民課税務班

南国税務署からのお知らせ

国税に関するご相談について

税務署では、国税に関するご相談のうち、相談内容が複雑で関係書類などにより事実関係を確認する必要があるものについては、事前にお電話にてご予約をいただいた上で、税務署での面接により対応しています。

面接相談を希望される場合は、自動音声案内に従い、「1」番を選択の上、担当職員にご住所・お名前・相談内容を伝え、相談日時をご予約ください。

納税者の皆さんの待ち時間を少なくし、相談を効率よく行つたためご予約いただくこととしていますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、国税に関する一般的なご相談については、自

農業者年金に加入しませんか？

農業者年金は安全・安心な公的年金で、次のような特徴があります。早く加入するほど有利な点もありますので、農業に携わる方はぜひご加入ください。

■国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。

■保険料の額は月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で自由に決められます。

■80歳までの保証がついた終身年金です。

■保険料は全額、所得税の控除対象になります。

■認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。



動音声案内の「1」番を選択していただければ、国税局「電話相談センター」の税務相談官がご相談をお受けします。

問い合わせ先…南国税務署

☎088-863-3215

問い合わせ先…農業委員会（産業建設課産業班内）

「こうちアグリスクール」研修生大募集

高知県は、温暖で雨が多く日照時間が長いという、農業を営むうえで非常に有利な条件を有しています。また、土佐湾沿岸部から四国山地まで自然条件が変化に富んでおり、それぞれの地域の特性を生かした水稻、野菜、果樹、花き等の生産が盛んに行われています。

このような恵まれた環境の中で、「将来農業を始めたい」とお考えの方々に、農業技術や経営の基礎知識、高知県立農業担い手育成センター（窪川アグリ体験塾）

負担金が無料になります。

【注意】

ワクチンの接種間隔が5年以内の場合、まれに強い副反応（全身の痺れや発熱など）が出る場合がありますので、接種間隔は必ず守ってください。

問い合わせ先…住民課健康づくり班

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

申請はお済みですか？

消費税が8%に引き上げられたことに伴い、臨時的な給付措置として二つの給付金を支給しています。

申請の受付期間は12月26日（金）までです。支給対象者には申請案内を郵送しています。まだ、申請がお済みでない方は、お早めに手続きをお願いします。また、申請書が届かない方で、要件に該当する方は、福祉班にお申し出ください。

【臨時福祉給付金】

【支給対象者】次の①②すべての条件を満たす方

①平成26年1月1日時点で、大豊町に住民登録がある方

②平成26年度分の町県民税が課税されていない方
※町県民税が課税されている方の扶養親族等（控除対象配偶者・配偶者特別控除における配偶者・扶養親族・事業専従者）となっている方や、生活保護を受給されている方は除きます。

【支給額】1人につき1万円

※給付対象者の中で次に該当する方は5千円が加算されます。

○老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など

○児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

子育て世帯臨時特例給付金

【支給対象者】

平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）を受給しており、平成25年分の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方

での農業体験などを通じて、高知県で農業を始めていただくためのお手伝いをさせていただきます。

【研修対象】高知県内での就農をお考えの方で、原則すべての研修に参加できる方

【募集人数】20人

【日時】11月～2月までの日曜日（全10回）

【場所】

（第1回、第4回～10回）高知県立農業大学校
（第2回）高知県立農業担い手育成センター

（第3回）JA高知春野（窪川アグリ体験塾）

【研修料】5,100円

【申し込み方法】

「申込書」に、必要事項を記入の上、郵送、FAXまたはメールで提出してください。

「申込書」付きのチラシが産業建設課または嶺北農業改良普及所（☎82-0129）にあります。

【募集締め切り】11月4日（火）（当日消印有効）

申し込み・問い合わせ先…

高知県立農業担い手育成センター

高岡郡四万十町黒石665

☎0880-24-0007

10月20日～26日は行政相談週間です

国の仕事やサービスで、困っていること、分からないことはありませんか。

総務大臣の委嘱を受けた行政相談委員が、毎月1回「1日行政相談所」（無料・秘密厳守）を開設します。でお気軽にご相談ください。

【日時】10月1日（水）午前10時～正午

【場所】総合ふれあいセンター（黒石）

問い合わせ先…行政相談委員 横山忠男

☎973-0687

